

弘前市議会災害対応指針

1 災害対応の基本方針

市域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、弘前市議会（以下「議会」という。）が弘前市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携を図り、被災市民の救援と被害の拡大防止、災害の復旧に寄与するため、議会及びその議員の基本的な対応方針を以下のとおり定める。

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、市本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- (2) 議長は、議会の災害対応に関する事務の統括に当たり、副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 議長、副議長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、総務常任委員長ほか議長があらかじめ指名する者が、議長及び副議長の職務を代理する。
- (4) 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努める。
- (5) 議長は、市本部が設置されたとき、又は自らの判断により必要と認めるときは、議会が災害に関する情報を共有し、市本部への情報提供を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、弘前市議会災害対策会議（以下、「災害対策会議」という。）を設置することができる。特に市本部設置期間においては、会派及び議員からの情報提供及び要望は、緊急の場合を除き災害対策会議を経由して行う。
- (6) 議長は、災害の規模や種類を問わず、災害が発生したときの議員への情報提供等については、本指針に準じ対応することができる。

2 「大規模災害」の定義

この指針でいう「大規模災害」とは、弘前市が地域防災計画に基づく市本部を設置する基準に該当する災害を指す。

(参考) 弘前市地域防災計画における災害対策本部設置基準

災害種別	設置基準
地震	<ul style="list-style-type: none">●災害対策本部は、次の基準に該当したときに設置する。<ul style="list-style-type: none">・市内で震度 6 以上を観測する地震が発生したとき●災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ市長が必要と認めるときに設置する。<ul style="list-style-type: none">・市内で震度 5 弱、5 強を観測する地震が発生し、大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
風水害等	<ul style="list-style-type: none">●災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ市長が全庁的対応が必要と認めるときに設置する。<ul style="list-style-type: none">・風水害等の災害が市内に広域にわたり発生し、又は発生するおそれがあるとき・市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき・特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき

3 初動期の対応（災害発生から概ね 24 時間が経過するまで）

(1) 議員の対応

- ①議員は、市内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を報告するものとする。また、市内で風水害その他の災害が発生したとき又は議長が必要と認めるときは、議会事務局からの求めに応じて安否を報告するものとする。
- ②議員は、地域における被災者の安全確保と応急対応等にできる限り協力する。
- ③議員は、議長の招集に応じ、初動の対応と情報の共有について協議する。

(2) 議会の対応

- ①議長又は委員長は、本会議又は委員会開催中に災害が発生した場合、必要に応じて会議を休憩、又は散会するとともに、避難誘導その他安全確保のための対応を行う。
- ②議会事務局は、議長に被害及び市の対応状況を速やかに報告する。
- ③議長は、被災状況と対応状況を確認するため、情報収集に努める。
- ④議長は、緊急性があるなど、自らの判断により必要と認めるときは、議会に災害対策会議を設置することができる。

4 初動期経過後の対応（災害発生から概ね 24 時間が経過後）

(1) 議員の対応

- ①議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ②議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供するものとする。
- ③議員は、地域の一員として、避難所支援、被災者に対する相談・助言など共助の取り組みが円滑に行われるよう、できる限り協力するものとする。
- ④議員は、議長の招集に応じ、議会の災害対応について協議する。

(2) 議会の対応

- ①議長は、被災情報を各議員などから収集、整理し、市本部へ提供する。
- ②議長は、市本部から収集した災害情報、対応状況などの情報を速やかに議員に対し提供する。
- ③議長は、市本部が設置されたとき、又は自らの判断により必要と認めるときは、議会に災害対策会議を設置し、必要な議員の参集を求め、議会の対応と情報の共有について協議することができる。
- ④議長は、関係機関等に対し、適時適切な要望活動を行う。また、広域的な視野に立ち、関係自治体の議会と十分な連携を図る。
- ⑤議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。

5 その他

議長は、議員を災害対策会議に招集するに当たっては、弘前市議会会議規則第 167 条に規定する議員の派遣の手続きを経るものとする。